

独立行政法人日本万国博覧会記念機構の中期計画

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 30 条の規定により、独立行政法人日本万国博覧会記念機構（以下「機構」という。）が中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定めます。

（基本方針）

機構は、「人類の進歩と調和」を主題として開催された日本万国博覧会の跡地を一体として保有し、これを「緑に包まれた文化公園」として整備し、その適切な運営を行うとともに、日本万国博覧会記念基金（以下「基金」という。）を管理する等の事業を行うことにより、日本万国博覧会の成功を記念し、また、現代の重要課題の一つである環境問題の解決に寄与するため、以下の取組みを行います。

- (1) 「人類の進歩と調和」という普遍的なテーマを受け継ぐ「緑に包まれた文化公園」として、今後、「人と自然との共生」「人と人との交流」を基本理念に、「自然環境の保全」「生き生きとした人間社会の構築」「日本万国博覧会の遺産の継承」という目標に取り組んでいきます。

その施策として、自立した森の再生、自然学習や文化・スポーツ・レクリエーション活動の場の提供、地域社会への積極的な貢献、情報発信などを推進することにより、国民生活の向上に貢献していきます。

- (2) 基金を有効に活用し、環境・公園をはじめとする分野における諸活動等を支援することにより、日本万国博覧会の成果を還元するとともに、公園事業との連携を深め、更なる相乗効果が得られるような方策を図り、日本万国博覧会の理念と資産の継承・発展に取り組めます。

また、業務の運営にあたっては、財務大臣から指示を受けた中期目標に沿って、更に効率的かつ効果的な運営に努め、健全な経営のもと、独立採算を堅持していきます。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置

引き続き国からの財政支援を一切受けず、独立採算により公園事業と基金事業を不離一体のものとして、効率的かつ効果的に運営することとし、第1期中期目標期間における効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から総費用の削減を行うため、以下の取組みを行います。

(1) 共通事項

① 経費の削減

平成22年度(中期目標期間の最終年度)の一般管理費(総人件費を除く。)を、平成18年度と比較して4%以上削減します。

また、民間のノウハウを活用し、汎用品の活用等によりコストの削減を図ります。なお、物品等の調達にあたっては、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」(平成12年法律第100号)の規定に基づき策定した「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に留意して行います。

② 給与水準の適正化等

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等を踏まえ、平成22年度の人件費を、平成17年度の人件費と比較して5%以上削減します。

また、国家公務員の水準を上回る給与水準について検証を行い、その検証結果や適正化への取組状況を公表します。

③ 業務の更なる民間開放

既に第1期中期目標期間において、施設運営・管理、動植物管理、利用者サービス等の民間開放を実施していますが、更なる業務効率化を図る観点から、集客のための各種広報・イベントなどの業務を新たに民間開放の対象として検討を行い、必要な措置を講じます。

④ 組織体制の見直し等

限られた人員の中で効率的・効果的な業務運営を行うため、業務の遂行に対応した組織体制の見直しを行うとともに、年度毎に事業の実績評価を行い、更なる問題点の把握及びその改善に努めます。

⑤ 業務遂行体制の整備

職員の能力及び実績を適正に評価するために勤務評価を実施し、評価結果を給与に反映させることにより、業務遂行へのインセンティブを向上させます。また、評価の過程で得た情報等を活用し、適材適所の人事配置となるよう工夫します。

(2) 公園に関する事項

① 中期目標期間中の公園整備

公園整備については、必要性を十分検討し、中期目標期間の整備費の総額を、第1期中期目標期間の実績(平成16年度から平成18年度の実績 3,152百万円)を下回る30億円以下とします。

② 随意契約の適正化

公園の整備・管理業務に関する契約については、高度な専門性を要する一部の業務を除き、以下の取組みにより、一般競争入札等の競争的な契約の拡大を図ります。

イ 平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」を着実に実施するとともに、取組状況については、ホームページで公表します。

ロ 競争入札の公告、企画競争や公募の公示については、競争性、透明性が十分確保されるよう、機構内掲示板の他、機構ホームページにも掲載し、幅広く入札参加申込や企画提案の募集を行います。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けます。

③ 公園敷地の有効活用等

公園の未利用地については、有効活用の観点から、土地貸付等により収益の確保に一層努めます。

ネーミングライツの売却については、施設の利用者(団体)の意見、他の導入事例などを踏まえつつ、検討を行います。

(3) 基金に関する事項

基金の運用にあたっては、助成金の支払い状況を踏まえながら、キャッシュ保有割合を縮小し、フルインベストメントに努めるとともに、確実性を前提に、金融商品の収益性や流動性を考慮し、運用益の拡大を図ります。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための措置

(1) 公園に関する事項

① 利用者に対するサービスの向上

イ 広く利用者の声を的確に把握する機会を設け、ニーズを踏まえた施設整備や各種イベント等を行います。また、これを積極的に広報し、利用者の満足度を高めるよう工夫を行います。

アンケート等の調査については、その実施方法・時期等を十分検討し、利用者のニーズの的確な把握に努めます。

- 日本庭園・自然文化園の入園者数及びスポーツ施設等の利用件数については、第1期中期目標期間の実績(平成16年度から平成18年度の実績 4,209千人、34,442件)を上回るようにします。

② 環境保全への積極的な貢献

イ 自立した森再生への取組

大学・研究機関・NPO法人等と連携を図りながら、一度崩壊させた自然を人間の手で再生させ、生物多様性に富んだ安定した森を形成する「自立した森再生事業」を長期的かつ計画的に推進するとともに、これまで取り組んできた森づくり、動植物の変遷などのデータを整理・分析して、研究成果を季刊誌・ホームページ等で、広く情報発信していきます。

□ 環境問題への対応

地球温暖化やヒートアイランド現象等の今日的な環境問題に対応し、また、循環型社会形成に資するため、大学・研究機関等と共同で様々な調査研究等を計画的に進めるとともに、季刊誌・ホームページ等で環境保全の取組や実績を国民に情報発信していきます。

③ 民間団体との協働による地域社会への積極的な貢献

豊かな地域社会の実現に向けた仕組みづくりをNPO法人等と協働して行い、公園利用者等の参画のもと、資源循環型モデルパークづくりを目指します。

また、自然観察学習館を拠点とした環境学習等各種学習機会の提供、学校等への教育の場の提供等をNPO法人やボランティア団体等と協働して取り組んでいきます。

さらに、都市圏における貴重な緑環境を健康増進の場として提供することによって、地域社会に積極的に貢献していきます。

地方公共団体の防災行政に積極的に貢献する観点から、大阪府が指定する「北部広域防災拠点」として、また近隣市の広域避難場所として公園を提供するほか、武力攻撃事態等における国民保護避難施設としても公園を提供します。

また、緊急の救急搬送・医療救護活動へ積極的に貢献するため、大阪府のドクターヘリの緊急離着陸場所として公園を提供します。

(2) 基金に関する事項

① 効果的な助成金の交付

助成の対象分野については、環境・公園に関係する事業等へ重点化することとし、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法の趣旨に沿いながら、より効率的な助成を行います。

② 助成対象事業についての事後評価の実施

個々の助成事業が当初計画どおりに的確かつ効果的に実施されたか、また、どのような事業成果、波及効果があったかを確認・検証するため、事後評価を実施します。この評価結果は、次年度以降の選考に反映させるとともに、必要に応じて基金事業の改善にフィードバックしていきます。

③ 助成金の交付に係る選考手続き等における客観性及び透明性の確保

イ 民間の有識者から構成される基金事業審査会に助成事業の選考について諮問し、また、採択基準等について意見を聴取しながら、客観性及び透明性を確保した助成金の交付を行います。

ロ 申請者の利便性向上を図るため、官報及びホームページに募集要項及び採択基準を公開するとともに、関係機関との相互リンクの設定を推進し、効果的な広報活動に努めます。

助成事業の決定後、申請状況並びに助成先、助成決定額及び助成理由等の採択結果を公開します。

また、助成を受けた団体の経理状況や助成事業の成果等について調査を行うとともに、交付先、助成事業の概要、交付決定額等についてホームページ等により公表し、透明性の確保に努めます。

ハ 助成金を受けた団体に対し、当該事業が基金から助成を受けて実施されたことを、各団体のホームページ、会場の看板、配布物等に明示することを求め、基金事業が広く社会に普及・浸透するよう方策を講じます。

④ 民間の知見の活用

基金事業の運営（採択基準の策定、助成対象事業の選考、事後評価等）に一層の民間の知見を取り入れることにより、効率的かつ効果的な助成金の交付となるよう努めます。

(3) 公園事業への繰入れの拡大

公園の施設整備のため、基金の運用益の公園事業への繰入れを、平成 21 年度から平成 18 年度実績（15 百万円）の 3 倍以上に増やすこととし、低廉な公園入場料の維持に努めます。

(4) 基金の運用及び管理における客観性及び透明性の確保

- ① 基金の管理及び運用にあたっては、機構内に設置した債券運用会議において、毎年度の運用方針を決定し、その方針にしたがって安全性に十分留意して運用し、運用状況を同会議に定期的に報告します。
- ② 基金の運用により生じた利益金の使途については、ホームページ等により公開します。

3. 予算、収支計画及び資金計画

業務運営の効率化により経費を削減するとともに、業務運営に応じて可能な範囲で収入の増大に努めることにより、健全な財務内容を維持します。

(1) 公園に関する事項

公園入場料等収入について、第1期中期目標期間の実績（平成16年度から平成18年度の実績 3,809百万円）を上回るようにします。また、引き続き公園入場料等収入に関する見通しを毎年度作成し、決算における実績との比較を行うことにより、その進捗状況を毎年度把握するようにします。

（以下別紙1のとおり）

(2) 基金に関する事項

基金の実質的価値を保全するため、各事業年度において運用利益金の未使用分を積立金として計上し、中期目標期間終了時に積立金の基金への組入れを行います。

4. 短期借入金の限度額

短期借入金を行う予定はありません。

5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときの計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はありません。

6. 剰余金の使途

決算において第1号勘定（公園事業）に剰余金が生じたときは、施設・設備の更新、整備に充てます。

また、第2号勘定（基金事業）に剰余金が生じたときは、助成に充てます。

7. その他財務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 人事に関する計画

効率的・効果的な業務運営を行うため、職員の資質向上のための研修計画を策定し、研修成果を業務効率化へ反映させます。また、平成 19 年度までに実施した人員削減の結果、常勤職員数を 48 名としたところであり、現人員で業務を執行するための計画を策定します。

このほか、内部統制の点検・整備について、監査法人等の指導を踏まえ向上に努めます。

これらを着実に実施し、必要な見直しを行うため毎年度実績評価を行います。

(2) 施設及び設備に関する計画

公園整備にあたっては、安全確保、バリアフリーに配慮しながら、環境保全、日本万国博覧会の遺産の保存等の目的を達成するために、費用対効果や事業全体の収支などを総合的に勘案し、中期目標期間中の施設、設備の整備計画を策定します。

この計画は、必要に応じて見直しを行い、より一層効率的かつ効果の高いものとするよう努めます。

(以下別紙 2 のとおり)

(3) 公園内の安全管理

平成 19 年度に策定した「万博記念公園安全管理対応指針」に基づき、機構及び公園内の施設の運営等に携わる受託業者等で構成する「万博記念公園安全管理連絡会議」を開催するなど、公園利用者のための安全管理の徹底を図ります。

また、公園利用者の安全確保の観点から、公園施設の管理方法、委託契約の内容等について、必要な見直しを行います。

さらに、これらの取組状況について、ホームページ等で公表します。

中期目標期間中の予算、収支計画及び資金計画は以下のとおりです。

なお、予算の人件費は退職手当等を含んでおり、このうち役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の人件費見積額については、中期目標期間中総額 1,379 百万円を見込んでいます。

(1) 予算

平成 20 年度～平成 22 年度

第 1 号勘定（公園事業）

（単位：百万円）

区 別	金 額
収入	
業務収入	6,997
その他の収入	3,307
計	10,304
支出	
管理運営費	7,188
人件費	1,601
管理諸費	5,587
公園整備費	2,804
その他の支出	—
計	9,992

第 2 号勘定（基金事業）

（単位：百万円）

区 別	金 額
収入	
業務収入	948
その他の収入	1
計	949
支出	
管理運営費	190
人件費	159
管理諸費	31
基金事業費	593
その他の支出	166
計	949

第1号勘定と第2号勘定の合計

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
業務収入	7,945
その他の収入	3,307
計	11,253
支出	
管理運営費	7,378
人件費	1,760
管理諸費	5,618
公園整備費	2,804
基金事業費	593
その他の支出	166
計	10,941

注1) 上記記載額は、以下の条件に基づき試算したものです。

○ 人件費のベースアップ伸び率を0%で試算しております。

なお、収支計画及び資金計画についても同様の前提で試算しております。

注2) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

(2) 収支計画

平成 20 年度～平成 22 年度

第 1 号勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
収益の部	
經常収益	8,871
公園事業収入等	7,491
財務収益	1,053
その他の収入	327
臨時収益	—
計	8,871
費用の部	
經常費用	8,703
公園事業費等	8,692
その他の費用	11
臨時損失	—
計	8,703
純利益	169
目的積立金取崩額	—
総利益	169

第 2 号勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
収益の部	
經常収益	948
基金運用収入	948
臨時収益	—
計	948
費用の部	
經常費用	948
基金事業費等	833
その他の費用	115
臨時損失	—
計	948
純利益	—
目的積立金取崩額	—
総利益	—

第1号勘定と第2号勘定の合計

(単位：百万円)

区 別	金 額
収益の部	
經常収益	9,820
公園事業収入等	7,491
基金運用収入	948
財務収益	1,053
その他の収入	327
臨時収益	—
計	9,820
費用の部	
經常費用	9,651
公園事業費等	8,692
基金事業費等	833
その他の費用	126
臨時損失	—
計	9,651
純利益	169
目的積立金取崩額	—
総利益	169

注1) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

注2) 上記の金額は、消費税を除いた金額です。

(3) 資金計画

平成 20 年度～平成 22 年度

第 1 号勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金収入	17,047
業務活動による収入	8,697
業務収入	8,582
その他の収入	115
投資活動による収入	7,350
財務活動による収入	—
前期中期目標期間よりの繰越金	1,000
資金支出	17,047
業務活動による支出	7,656
人件費支出	1,553
国庫等納付金の支払額	351
その他の業務支出	5,752
投資活動による支出	8,814
財務活動による支出	17
次期中期目標期間への繰越金	559

第 2 号勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金収入	6,530
業務活動による収入	949
業務収入	949
投資活動による収入	5,503
財務活動による収入	—
前期中期目標期間よりの繰越金	78
資金支出	6,530
業務活動による支出	975
人件費支出	229
その他の業務支出	747
投資活動による支出	5,503
財務活動による支出	—
次期中期目標期間への繰越金	52

第1号勘定と第2号勘定の合計

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金収入	23,577
業務活動による収入	9,646
業務収入	9,531
その他の収入	115
投資活動による収入	12,853
財務活動による収入	—
前期中期目標期間よりの繰越金	1,078
資金支出	23,577
業務活動による支出	8,632
人件費支出	1,782
国庫等納付金の支払額	351
その他の業務支出	6,499
投資活動による支出	14,317
財務活動による支出	17
次期中期目標期間への繰越金	611

注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

平成20年度～平成22年度

(単位：百万円)

施設整備の内容	整備額
日本庭園	245
自然文化園	2,264
スポーツ施設地区	247
管理サービス地区	48
合計	2,804

注1) 上記の計画については、状況の変化に応じて弾力的な対応を図るものとします。

注2) 上記計画のうち、以下の工事財源の一部として第2号勘定からの繰入金115百万円を活用します。

(単位：百万円)

区 域	整備内容
日本庭園	ポンプろ過機改修他
自然文化園	園内土壌改良等改修 木製遊具塗装 水車茶屋等外壁改修 園内補植 夢の池浚渫他
スポーツ施設地区	樹木松くい虫駆除・補植 子供の遊び場遊具類等改修他
総 額	152

注3) 上記計画のうち、以下の工事財源として長期預かり寄附金を活用します。

(単位：百万円)

区 域	整備内容
日本庭園	中世・近世地区修景改修
自然文化園	鉄鋼館改修 万国橋耐震等改修 太陽の塔改修 南口連絡橋改修 夢の池防水シート改修、噴水塗装他
管理サービス地区	記念ビル空調機中央監視装置等改修他
総 額	1,271